

岩手県告示第764号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）で告示した岩泉町小本鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の岩泉町小本鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡岩泉町地内の国道45号と町道小本茂師線との交点を起点とし、起点から国道45号を北西に進み民有林40林班と41林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み、民有林40林班と国有林三陸北部森林管理署579林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み更に南に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み熊之鼻付近の民有林1林班と2林班との交点に至り、同点から同境界を西に進み町道小本茂師線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域